3　第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
4　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。
第三十六条の見出し中「実施」を「実施方法」に改める。
第三十七条第一号中「第四十三条の三の十三第七項」を「第四十三条の三の十三第六項」に改める。
第三十九条を次のように改める。
第三十九条　削除
第四十二条第六項中「及び写し一通」を削る。
第四十三条第一項中「(法第四十三条の三の十五第二項において準用する法第十六条の五第三項の規定に基づき機構が施設定期検査に関する事務の一部を行う場合にあっては、機構の検査員。次項において同じ。)」を削る。
第四十六条を次のように改める。
第四十六条　削除
第四十七条の見出しを「(施設定期検査実施要領書)」に改め、同条第一項中「施設に係る施設定期検査」を「事項」に改め、「(法第四十三条の三の十五第二項において準用する法第十六条の五第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。)」を削り、同条第二項から第四項までを削る。
第四十八条を次のように改める。
第四十八条　削除
第五十四条中「機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構」を「次の各号に掲げる事項を記載した申請書を希望する審査開始日の一月前までに原子力規制委員会」に改め、同条に次の各号を加える。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　定期事業者検査を行う発電用原子炉施設の施設番号
三　審査を受けようとする定期事業者検査の範囲
四　定期事業者検査の主な実施場所
五　審査を受けようとする期日
第五十四条に次の三項を加える。
2　前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。
一　定期事業者検査の計画
二　定期事業者検査に関する規程
三　定期事業者検査の要領書
3　第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
4　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。
第五十六条第一項第三号中「教育訓練に係る事項」を「教育訓練に関する事項」に改め、同条第二項中「第四十三条の三の十三第七項」を「第四十三条の三の十三第六項」に改める。
第五十七条を次のように改める。
第五十七条　削除
第七十七条第一項第一号中「、研究開発段階発電用原子炉及びその附属設備の位置、構造及び設備の基準を定める規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第九号。以下「研開炉設置許可基準」という。)第二条第二項第十号に規定する重大事故等対処設備(同規則第三十九条第一項に規定する常設設備に限る。)を設置する同規則第二条第二項第十号に規定する重大事故等対処施設に属する機器及び構造物」を「並びに研開炉設置許可基準規則第四十三条第二項に規定する常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物(以下「常設重大事故等対処設備に属する機器等」という。)」に改める。
第八十七条第三項第十七号中「発電用原子炉施設(廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。)の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。」を「発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)。」に改める。
第九十一条第一号及び第十九号中「認可を受けようとする」を削る。
別表三を別表第三に改める。
様式第五中「第68条第７項」を「第68条第６項」に改め、同様式の裏面を次のように改める。

（裏　　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第68条　原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第３項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第６項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2　原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第16条の４第１項、第28条の２第１項、第43条の３の13第１項、第43条の10第１項、第46条の２第１項、第51条の９第１項若しくは第55条の３第１項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3　原子力規制委員会は、第１項の規定による立入検査のほか、第16条の２第１項、第16条の３第１項、第16条の４第１項、第16条の５第１項、第22条第５項、第27条第１項、第28条第１項、第28条の２第１項、第29条第１項、第37条第５項、第43条の３の９第１項、第43条の３の10第１項、第43条の３の11第１項、第43条の３の12第１項、第43条の３の13第１項、第43条の３の15、第43条の３の16第１項、第43条の３の24第５項、第43条の３の31第１項、第43条の８第１項、第43条の９第１項、第43条の10第１項、第43条の11第１項、第43条の20第５項、第43条の26の３第１項、第45条第１項、第46条第１項、第46条の２第１項、第46条の２の３第１項、第50条第５項、第51条の７第１項、第51条の８第１項、第51条の９第１項、第51条の10第１項及び第51条の18第５項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4　原子力規制委員会は、第１項の規定による立入検査のほか、第62条第１項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5　（略）

6　前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7　第１項から第５項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。